

みなとみらい 21 地区における廃棄物処理管路収集事業の廃止について

1 趣旨

みなとみらい 21 地区において、平成 3 年から実施している廃棄物処理管路収集事業について、29 年度末までに廃止します。

2 廃止理由

- (1) 平成 12 年の各種リサイクル法の施行後、循環型社会への転換が図られていますが、本システムは分別収集に対応できません。
- (2) 分別の徹底により資源化が推進され、収集量が大幅に減少していることに加え、既に撤退している利用者があるなど、今後も収集量が増加する見込みがありません。

《年間収集量と利用施設数》

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25(9月末)
収集量 (t)	3,711	2,285	1,415	1,137	1,027	938	896	463
利用施設数	22	20	20	20	20	20	19	17

- (3) 供用開始から 20 年以上が経過しており、平成 30 年頃には本市の集じん設備の更新に高額な費用が必要となります。

3 今後の対応

今後、各利用者と廃止に向けた協議を行っていきます。

【参考資料】

廃棄物処理管路収集事業について

1 概要

廃棄物処理管路収集事業は、利用者建物内から排出された廃棄物を、共同溝等に設置された輸送管を用いてクリーンセンターに集めるシステムです。

本市では、「ごみの衛生的、効率的な収集と排出の利便性及び地域環境の美化向上」を図ることを目的に、国のモデル事業として供用を開始しました。

2 主な経緯

昭和 58 年	みなとみらい 21 地区での廃棄物処理管路収集事業実施の決定
昭和 59 年	クリーンセンター整備開始
昭和 62 年	管路整備開始
昭和 63 年	管路収集の利用を定めた、地権者による街づくり基本協定締結
平成 3 年	管路収集開始
平成 18 年	街づくり基本協定が改定され、管路収集の利用が選択制となる

3 位置図



凡例

■ … 当初計画エリア

★ … クリーンセンター